

## 令和7年度第2回小金井市地域福祉推進委員会次第

日 時 令和8年3月19日（木）

午前10時00分から

場 所 市役所第二庁舎801会議室

### 1 開 会

- (1) 委嘱状交付
- (2) 委員自己紹介
- (3) 事務局職員紹介

### 2 議 事

- (1) 会長および副会長の選出
- (2) 地域福祉計画の令和6年度実績報告及び評価について
- (3) 第2期小金井市成年後見制度利用促進基本計画の策定について
- (4) その他

### 3 配布資料

- (1) 委嘱状（机上配布）
- (2) 第3期小金井市保健福祉総合計画（令和6年3月）冊子（新任委員のみ）
- (3) 小金井市地域福祉推進委員会委員名簿（資料1）
- (4) 小金井市地域福祉推進委員会条例（資料2）
- (5) 地域福祉計画の進捗状況及び評価表（令和6年度実績報告）（資料3）
- (6) 第2期小金井市成年後見制度利用促進基本計画（案）に対する意見及び検討結果について（概要）（事前送付）
- (7) 第2期小金井市成年後見制度利用促進基本計画（令和8年度～令和11年度）（事前送付）

## 小金井市地域福祉推進委員会委員名簿

(敬称略)

	氏名	推薦団体・所属団体等	選出区分
1	中内 敏彦	—	公募市民
2	金ヶ江 博紀	—	
3	山本 俊郎	—	
4	永並 和子	—	
5	欠員	—	学識経験者
6	石塚 勝敏	小金井市社会福祉協議会	福祉関係団体 関係機関
7	持田 晴子	小金井市民生委員児童委員協議会	
8	秋山 理絵子	小金井市福祉NPO法人連絡会	
9	欠員	小金井市地域自立支援協議会	
10	酒井 利高	小金井市介護保険運営協議会	
11	小森 哲夫	小金井市市民健康づくり審議会	
12	田中 勉	北多摩東地区保護司会小金井分区	

(令和8年3月19日)

## 小金井市地域福祉推進委員会条例

## (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項の規定に基づく小金井市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更し、及び地域福祉の推進を図るため、市長の附属機関として、小金井市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、意見を述べることができる。

- (1) 地域福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 地域福祉計画の進捗状況に関すること。
- (3) 地域福祉計画の評価に関すること。
- (4) その他地域福祉の推進に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民 4人以内
- (2) 学識経験者 1人以内
- (3) 福祉関係団体等に属する者 7人以内

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、前条第2項第1号及び第3号の委員については、原則として連続して3期を超えてはならない。

2 市長は、委員が欠けたときは、補欠委員を委嘱することができる。この場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 6 条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し資料の提出を求め、又は出席を求めて意見を聴くことができる。

## (会議の公開)

第 7 条 委員会の会議は、公開とする。ただし、公開することが委員会の適正な運営に支障があると認められるときは、委員会に諮って非公開とすることができる。

## (庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、市長が定める部課において処理する。

## (委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 付 則

## (施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

## (特別職の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の給与に関する条例（昭和 31 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

## 別表第 3 中

「

公共下水道事業審議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

」を

「

公共下水道事業審議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
地域福祉推進委員会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

」に改める。

資料3

地域福祉計画の進捗状況及び評価表  
(令和6年度実績報告)

令和8年〇月  
福祉保健部地域福祉課

**【事業評価の評価基準】**

A・・・ ほぼ施策内容を達成した。

B・・・ 施策内容をある程度達成したが、今後の改善、検討を要する。

C・・・ 施策内容を達成したとは言えず、現状について大きな課題がある。

D・・・ 未実施

※「今後の事業計画・展望」に次年度に向けての課題、検討内容について記載する。可能な範囲で「第5次基本構想・後期基本計画」の方向性と整合を図る。

基本目標	1 福祉のまちづくり
施策の方向性	(1) 福祉を支える基盤の整備
施策	① 暮らしやすいまちづくり ② 移動支援の充実
施策の方向性	(2) 災害に備える体制づくり
施策	① 防災・防犯活動への参加促進 ② 要支援者の支援強化
施策の方向性	(3) 人権尊重と権利擁護の体制づくり
施策	① ノーマライゼーションの推進 ② 権利擁護事業の充実 ③ 福祉サービスの質の確保
施策の方向性	(4) 情報提供の仕組みづくり
施策	① 福祉の情報発信の強化 ② 情報バリアフリーの推進

施策 No.	事業 No.	【個別事業・取り組み】	内容	担当課	事業実績・評価理由 (令和6年度)	事業評価	今後の事業計画・展望
(1) / ①	1	ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	誰もが使う施設や道路、公園について、高齢者や障がいのある人をはじめ、全ての市民が円滑に利用できるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。	地域福祉課(関係各課)	まちづくり推進課が所管する小金井市まちづくり条例及び関係要綱・要領等に基づき、全庁的に適切に対応している。	A	都から提供されるユニバーサルデザインのまちづくりに関する情報の庁内共有や庁外への情報発信を行うことで、事業の周知・推進を図っていく。
	2	施設のバリアフリー化の推進	関係機関や民間建築物等に対し、エスカレーターやエレベーター、スロープ、バリアフリートイレの設置など、当事者の意見をききながらバリアフリー化を働きかけます。 公共施設について、改修の際に利用しやすさに配慮したバリアフリー化を進めます。 東京都福祉のまちづくり条例に基づき、新設または改修される届出が必要な対象建築物について、整備基準を満たせるよう指導します。	地域福祉課(関係各課)	東京都福祉のまちづくり条例に基づく届出の要否確認及び対象施設について助言・指導・届出受理を行った。令和6年度の届出受理件数は10件。	A	多数の人が利用する建築物等に関して、福祉のまちづくり条例の対象となる都市施設については、整備基準を遵守するよう適切な助言や指導を行うことにより、高齢者や障がい者を含むすべての人が安心して生活できるまちづくりの実現を目指していく。
(1) / ②	3	CoCoバスの利便性向上	路線バス等を補完する公共交通として公共交通不便地域をカバーし、市内の地域交通ネットワークを形成します。交通弱者の移動ニーズにも配慮しつつ、持続可能な運行形態及びサービスの提供を目指し利便性の向上に取り組みます。	交通対策課	CoCoバスは、交通弱者等を対象に割引制度を設けており、小人及び障害者は半額、高齢者は100円とし、利用しやすい環境を整えている。 公共交通マップを更新し、CoCoバス及び路線バスの利用案内を目的として、公共施設などで配布している。 地域公共交通計画を策定し、CoCoバスを含め、各施策・事業を推進していくこととした。	A	CoCoバスの持続可能な運行に向け、令和7年1月に地域公共交通活性化協議会に交通ネットワーク再編部会を設置したが、引き続き検討を重ねていく。 地域公共交通計画に基づき、CoCoバスの効果的な活用に努めていく。
	4	移送サービスへの支援	日常生活において外出が困難な方の社会参加を支援するため、移送サービスを実施しているNPO法人等へ助成し、移送の安定的な供給に努めます。	自立生活支援課	福祉有償運送等の移送支援サービスを実施しているNPO法人等への経費の一部を補助することで、安定的な運営を確保するとともに福祉の増進を図っている。	B	補助対象事業者の廃止に伴い、代替サービスの検討が課題となっている。

施策 No.	事業 No.	【個別事業・取り組み】	内容	担当課	事業実績・評価理由 (令和6年度)	事業評価	今後の事業計画・展望
(2) / ①	5	自主防災組織の育成	防災に関する情報提供や学習機会の充実により、市民への防災知識の浸透と防災意識の向上を図ります。特に、子育て世代や子どもの参加を増やせるよう、防災訓練内容の見直しや周知方法の工夫を行います。 自主防災組織が結成されていない地域については、「自助・共助」の重要性を周知しつつ、自主防災組織の結成を促進します。	地域安全課	今年度も総合水防訓練、自主防災組織向けの防災講習会の開催に加え、学校や市民等が実施する出前講座や防災イベント等に参加し、防災に関する講座や備蓄資機材の展示・説明等を行うことで、市民への防災知識の浸透と防災意識の向上を図った。今年度のこがねい防災フェスタ(総合防災訓練)は台風により中止となってしまったが、令和6年9月1日に市立南中学校で開催予定であった。自主防災組織に対して訓練参加の呼びかけを行うとともに、周知方法の工夫等により、子育て世代などより幅広い市民の参加を促し、地域防災力の向上を図った。自主防災組織の育成については、引き続き各組織に対して補助金交付による支援等を実施したほか、令和6年9月1日付けで天神橋自主防災会、令和6年11月1日付けではけの道防災会が新たに結成され、地域防災力の強化に繋げることができた。	A	出前講座や訓練等の要望があった団体には、引き続き防災についての講演や防災用資機材の展示等を行うことで、防災知識の浸透と防災意識の向上を図る。 こがねい防災フェスタ(総合防災訓練)については、令和7年11月2日に市立南中学校で開催予定であるため、自主防災組織に対して訓練参加の呼びかけを行うとともに、訓練内容や周知方法の工夫等により、子育て世代などより幅広い市民の参加を促し、地域防災力の向上を図る。 自主防災組織の育成については、引き続き各組織への補助金交付により支援を行うとともに、未結成地域に対して助言、資料の提供等を行っていく。
	6	地域コミュニティを活用した防犯体制の推進	市と小金井警察署、町会・自治会等の地域コミュニティ、各種防犯団体との連携を強化し、地域で起きた犯罪の情報共有を行うなど、個人や地域の防犯意識を高め、地域での防犯体制の整備を支援します。 市内で自主的に防犯パトロールを行っている団体について、防犯資機材を支給し、活動を支援します。	地域安全課	警察と連携して実施している防犯講習会を開催(参加者:28人)し、防犯意識の啓発を行った。 防犯資機材を地域団体に支給し、地域の見守り活動を促した。(支給団体数:4団体、支給総数:18個)高齢者を狙った特殊詐欺対策のため、自動通話録音機の貸与(対象:概ね65歳以上の世帯・85台)を行った。	B	防犯講習会等を開催し、積極的に防犯意識の啓発を行う。 地域団体と連携を図り、防犯資機材の支給事業を活用した子供の見守り活動を促進する。 警察と連携し、自動通話録音機の貸与を継続して行い、多発する振り込み詐欺の未然防止に努める。 市民が犯罪に巻き込まれないよう、安全・安心メールや市報、ホームページ等で積極的に情報発信を行っていく。
(2) / ②	7	災害時における避難行動要支援者への支援体制の充実	災害時等に自力で避難することが困難で、家族等の支援を受けられない高齢者や障がいのある人等(以下「避難行動要支援者」といいます。)を把握するため、災害対策基本法に基づき作成した、避難行動要支援者名簿の適正な管理・更新を行います。 民生委員・児童委員や関係機関と連携しながら、個人情報保護に配慮しつつ、必要に応じて名簿を活用できるよう整備します。加えて、地域の皆さんに「支援者」となってもらい、見守りや安否確認、避難支援の体制を整備するモデル地区事業を進めていきます。 また、福祉避難所の管理運営の整備を推進します。	地域福祉課(福祉保健部各課)	避難行動要支援者名簿の更新を行った。令和6年度に関しては、新規対象者に対し、郵送により調査を実施した(新規登録者109名・名簿登録者数1,221人(令和6年度末時点))。 同名簿は行政、民生委員・児童委員、警察署、消防署と共有し、適切な管理に努めた。 また、介護事業者による個別避難計画の作成を開始したほか、災害対策基本法施行規則の改正等を受け、福祉避難所設置・運営マニュアルを改定した。 ※ 令和6年度末時点の登録対象者(登録要件に該当する方のシステム上の統計値)のうち、同名簿の登録者数は11%程度となる。	B	避難行動要支援者名簿については、新規対象者に対して郵送で調査を実施するとともに、同名簿の適切な管理に努める。 また、個別避難計画については、同名簿登録者のうち、優先度が高いと判断される方に対して、福祉専門職の協力により作成提案を行う。 福祉避難所に関しては、施設ごとの個別マニュアルの整備を促進して、市と各施設が福祉避難所の開設の際のイメージを共有できるよう努める。
				健康課	7月に在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援対策会議を開催し、情報共有および今後の対応について協議した。対象者は難病患者で新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高いため、優先順位をつけて対応することにした。優先順位に基づき、本人・家族の希望を確認しながら、訪問・電話・メールにて状況確認や計画更新を行った。	B	昨年同様、保健所および関係機関と会議を開催し、情報共有を行う。本人と家族の希望を確認しながら、全員が新様式に移行できるようにすすめていく。

施策 No.	事業 No.	【個別事業・取り組み】	内容	担当課	事業実績・評価理由 (令和6年度)	事業評価	今後の事業計画・展望
(3) ①	8	保健福祉教育の充実	学校教育の「総合的な学習の時間」での体験学習等や、障がいの有無に関わらず、共に学ぶ機会を通して、高齢者や障がいのある人と触れ合い、支援が必要な方への理解や、障がいについての知識を子どもの頃から深めます。 児童・生徒の発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることが出来る様に努めます。	指導室	小中学校において、発達段階に応じた保健福祉教育を実施した。具体的には、高齢者・障害のある方との交流、障害・疾病・健康に係る講演会・体験会等を実施した。 人権教育では、緑中学校を人権尊重教育推進の拠点校として指定し、効果的な人権尊重教育の展開に向けた研修等を実施した。	A	高齢者や障がいのある方等との交流や関連する講演会・体験会等について、人権尊重の視点を取り入れた上で引き続き推進するとともに、保健福祉教育に係る新たな教育ニーズにも対応できるよう、最新の知見を有する方を招いた研修会・講演会を開催するなどして、教員に対する働き掛けを強め、その成果を子ども達に還元していく。
	9	市民に対する啓発活動の推進	保健福祉に関する講座・講演等を開催するとともに、市報等を通じて、高齢者や障がいのある人をはじめ、全ての人の人権に対する理解を深めます。誰もが安心して社会参加できるよう、合理的配慮の提供や心のバリアフリーを推進し、ソーシャル・インクルージョンやノーマライゼーションの理念の周知を図ります。	地域福祉課(関係各課)	市報や市ホームページなどを活用し、各種事業に関する情報発信を行っている。講座や講演の実施はなし。	B	地域共生社会の理念を普及させるため、積極的な啓発活動に努める。
				自立生活支援課	障がい者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めることを目的とし、市民に対し障がい特性の理解促進講座を年1回実施。令和6年度は「おとなの発達」をテーマに実施し、37人の参加があった。	A	今後も、毎年テーマを変え継続実施し、市民に対する障がい特性の理解促進を図る。
				介護福祉課	認知症に関する正しい知識と理解を身に付ける認知症「サポーター養成講座」を通年で開催した。(全16回実施、90人が受講) 介護予防、在宅医療・介護連携、生活支援体制整備、認知症に関する講演会等を2日間にわたって開催する「お元気サミットin小金井」については、延べ303人の参加があった。	A	引き続き講座等の周知、特に若年層や高齢者の介護を担う世代へ向けての取組を検討していく。認知症キッズサポーター養成講座の受入先増加へ向けた調整を行う。
		広報秘書課	小金井 富地楽器ホール小ホールで人権講座を開催するとともに、人権啓発物品を配布し人権啓発に努めた。 内容は、講師に市教育長・大熊雅士さんを迎え、「令和の不登校対応を考える～ポリヴェーガル理論をもとにして～」をテーマに講演を行った。(参加者118人)	A	今後も人権に対する理解を深められるように個別にテーマを選定し、人権意識の普及啓発を図る。		
10	権利擁護事業の推進	認知症や知的障がいのある人、精神障がいのある人など、判断能力が十分でない人の意思(自己決定)を尊重し、権利を守るため、権利擁護意識の醸成を図ります。加えて、本市の成年後見制度利用促進基本計画に基づき成年後見制度の周知・利用促進に努めるとともに、権利擁護センターにおいて、権利擁護を支える地域の担い手として市民後見人の育成を進めます。	地域福祉課 <b>(社会福祉協議会)</b>	成年後見制度の周知として、成年後見制度等市民啓発講演会をテーマ別に2回実施し、延べ63人の参加があった。 市民後見人の育成としては、7市合同で養成・フォローアップのための全13回の市民後見人講習を実施しており、令和6年度は小金井市から4名の参加があった。	A	成年後見制度の利用が必要な方に対し、自分らしく地域で生活をしていくために必要な支援や成年後見制度の理解を深め意思決定を支援し総合的かつ計画的に推進していくことができるよう進めていく。 市民後見人の育成には、その業務を適正に行うために必要な知識・技術・社会規範・倫理性の習得が求められる。市民後見人の負担感を減らすため、一層の継続支援ができるようフォローアップを行い、市民後見活動への興味・意欲を持たれる方を増やしていきたい。	
			自立生活支援課	知的障がいのある人、精神障がいのある人など、判断能力が十分でない人の権利を守ることができるよう、窓口にはパンフレットを配置し、より詳しい説明を求める方には窓口での説明を行い、さらに必要な場合は市権利擁護センター(社会福祉協議会)窓口にお繋ぎすることにより、成年後見制度についての周知を図っている。	A	引き続き、必要な方に必要なサービスの提供を行っていく。また、成年後見制度が必要な方が、経済的事情で利用できないということがないよう、市長申立に関しては報酬助成等を継続していく。	

施策 No.	事業 No.	【個別事業・取り組み】	内容	担当課	事業実績・評価理由 (令和6年度)	事業評価	今後の事業計画・展望
(3) ②				介護福祉課	親族等の支援が得られず、自立した生活を送ることが困難な高齢者に対して、成年後見の市長申立てを行い、後見人をつけ高齢者の権利擁護を支援した。	A	引き続き、必要な方への支援を行っていく。また、成年後見制度が必要な方が、経済的事情で利用できないという方がないよう、市長申立に関しては報酬助成等を継続していく。
	11	地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)の利用支援	権利擁護センターにおいて、判断能力に不安のある人の生活の安定を支えるため、福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理等を支援する地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)を、関係機関と連携しながら、継続して実施します。	社会福祉協議会(地域福祉課)	小金井市権利擁護センター(ふくしネットこがねい)では、法律・福祉の関係機関と連携しながら毎年1万件以上の相談・援助を行っている。(10,804件/R6年実績) 相談・援助を行う際に法律・福祉の関係機関が関与することにより、本人にとって最も適切な対応が可能になっている。	A	様々なケースに対応できる法律・福祉の関係機関との地域における連携・対応強化を継続的に推進していく。 また、市民にとって身近で利用し易くメリットを感じる事業とするため、成年後見制度の利用促進と併せて権利擁護事業全体への理解促進のため効果的な広報に努める。
	12	虐待防止・対応ネットワークづくりの推進	ドメスティック・バイオレンスを含む、あらゆる暴力の防止に向け、暴力を未然に防ぐための意識啓発について発信するとともに、高齢者や障がいのある人、子どもなどへの虐待に対し、関係機関との連携を強め、相談に対する適切な対応を進めます。また、虐待をしてしまう擁護者等を含む家族全体に対する地域ぐるみの支援を推進します。	男女共同参画室	市報こがねい11/1号においてドメスティック・バイオレンスに関する周知啓発をおこなったほか、11月12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に併せ、第二庁舎1階においてDV防止普及啓発パネル展を開催した。 さらに、庁内関係各課の職員に対しDV等被害者対応に係る情報交換会を開催し、DV被害者対応方法等について情報提供を行った。 市施設の女性トイレや医師会・歯科医師会のご協力のもと、各医療機関にDV相談カードを配置し、相談先の周知も行った。	A	令和6年度同様、市報や市ホームページによる広報をおこなうほか、パネル展も開催するなど、引き続き市民への周知啓発を行うほか、庁内関係各課に対しても、引き続きDV被害者支援に関する情報提供の場を確保していく。
				地域福祉課(関係各課)	福祉総合相談窓口では、複雑化・複合化した課題や、制度の狭間にあるような課題に対し、世帯(家族)全体に目を向けた支援を行った。	A	ひきこもりの課題のように長期化することで家庭内のDVや虐待のリスクが生じることを理解し、その状況の把握に努め、支援関係機関と連携した件wiseの支援を行う。
				自立生活支援課	相談・通報の連絡先として小金井市障害者虐待防止センターを設置しており、24時間体制で相談・通報の連絡を受けることによって、家族全体を地域ぐるみで支援することに努めており、実際に迅速に対応できる体制を整備できた。	A	相談・通報の連絡先として小金井市障害者虐待防止センターを設置しており、緊急連絡にも対応できるよう24時間体制で相談・通報の連絡を受ける。また、通報後も迅速に対応できる体制を維持していく。
				介護福祉課	養護者による高齢者虐待の防止を図るため、関係機関と情報共有するなどのネットワークを構築している。 また、高齢者虐待の防止等を図るため、市民や関係機関に対し普及啓発を行った。	A	関係機関と情報共有する等ネットワークの強化に努める。また、介護事業者等関係機関に対し、早期発見の重要性や通報義務について情報提供を図る。
				子ども家庭センター	要保護児童対策地域協議会の構成機関によるネットワークを構築。また、虐待対応マニュアルを各構成機関に配布し、会議の場や個々のケースワークなどの機会に適宜説明を行う。	A	引き続き要保護児童対策地域協議会によるネットワークの構築に努め、関係機関には虐待対応マニュアルに基づいた対応を周知していく。

施策 No.	事業 No.	【個別事業・取り組み】	内容	担当課	事業実績・評価理由 (令和6年度)	事業評価	今後の事業計画・展望
(3) ③	13	福祉サービス苦情調整委員制度の周知	福祉サービス(介護保険サービスを含む。)に対する市民の苦情に公平かつ適正に対応し、信頼性と福祉の向上をめざすことを目的として、福祉サービス苦情調整委員(福祉オンブズマン)が2名配置されています。 制度の周知に努めるとともに、福祉サービス苦情調整委員(福祉オンブズマン)による職員を対象とした研修を実施し、接客向上と「苦情ゼロ」をめざします。	地域福祉課	福祉サービス苦情調整委員制度について、市報・ホームページにおける広報のほか、苦情処理の流れを示したリーフレットを作成し、市内各施設に設置し周知を行った。 また、苦情ゼロを目指して、福祉部門等の職員に対し、委員が講師となって窓口対応研修を実施し、内部への制度周知と窓口対応技術の向上を図った。 申立件数実績(R5・12件、R6・7件)	A	制度の内容や運営状況について、引き続き、市報やホームページに掲載し周知を図る。また、苦情処理の流れを示したリーフレットを、庁内窓口や市の施設に設置し周知を図る。 職員研修については、引き続き委員に実施を依頼していきたい。 苦情申出の件数は例年10件前後で推移している。これ以外にもオンブズマンで対応できないものについては、今後も他の機関を斡旋する等して適切に対応していく。
	14	福祉サービス第三者評価システムの普及	福祉サービスの質の確保のため、福祉サービスの事業者に対し、第三者評価の受審への助成を行います。また、利用者が質の高い福祉サービスを選べるよう、第三者評価の評価結果を公表し、情報提供を行います。	地域福祉課(関係各課)	令和6年度は、21施設の福祉サービスの事業者に対し第三者評価の受審への助成を行った。 また、ホームページの掲載内容を更新し、手続きの流れや方法などを分かりやすく掲載することで、情報提供の充実を図った。	A	市報・ホームページにおける継続的な広報を図っていく。 利用者が第三者評価の評価結果を確認出来るよう、確認方法・確認先の効果的な周知方法を検討していく。
	15	サービス事業者の指導強化	福祉サービス事業者である市内の社会福祉法人等に対し、法令等を遵守した適切な運営がされているか、市職員による指導検査を行います。	地域福祉課(関係各課) 自立生活支援課 介護福祉課	令和6年度は、市内の社会福祉法人のうち、1法人に対して指導検査を実施した。 障害者総合支援法第10条等に基づき、障害福祉サービス事業者等に対する指導検査を4件実施した。 介護保険事業所に対して指導検査を7件実施した。指導検査に当たっては東京都福祉保健財団から専門知識のある職員の派遣を依頼できる場合には依頼し、多角的な視点で実施することができた。 (居宅介護支援4件、認知症対応型通所介護1件、地域密着型通所介護1件、認知症対応型共同生活介護1件)	B A A	引き続き社会福祉法、指導監査実施方針、計画等に基づき、市が所轄庁となっている5法人に対して指導監査を行っていく。(指導検査は年に1~2法人実施予定) 今後も継続して指導検査が行えるよう検査体制を確立させていくとともに、運営の透明性確保や利用者の安心につながるよう、検査結果の公表を実施する。 各事業所が法令、各種基準に準拠した運営を行っているかを確認するため、引き続き指導検査を実施していく。また、制度改正に伴う変更点については、積極的に各事業所に情報共有を行いフォローを行う。
(4) ①	16	情報提供の充実	支援を必要とする人が必要な時に保健・医療・福祉サービスに関する情報を入手できるよう、市報こがねい、市ホームページ等を活用し、情報提供の充実を図ります。 地域における身近な施設等にも各種ガイドブック等を配布し、市民が情報を入手しやすいように配慮します。	福祉保健部各課 自立生活支援課	市報において、各種福祉制度や相談窓口の周知を行いました。市報掲載情報については、原則全て市ホームページに掲載するほか、市公式LINE、X等の媒体を積極的に活用し、多くの市民に幅広く情報が届くように努めた。 また、各種ガイドブック等は市内公共施設(公民館、図書館等)、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の関連する施設に配布している。 障がいのある方が利用できる各種制度をまとめた「障がい者福祉のてびき」、市内の事業所等の情報を掲載した「こがねい障がい児・者ふくしサービスマップ」、障害福祉サービス等の支給決定の基準などを定めた「小金井市障害福祉サービスガイドライン」を作成し、市ホームページに掲載しているほか、自立生活支援課窓口で配布して情報提供している。このほか、市ホームページにおいて、関連施策について適宜情報発信を行っている。	A A	今後は、より多様なニーズに対応できるよう、情報の提供手段と内容のさらなる充実を図っていく。 作成している冊子等の掲載情報の更新を適宜行うとともに、市ホームページの充実を図っていく。

施策 No.	事業 No.	【個別事業・取り組み】	内容	担当課	事業実績・評価理由 (令和6年度)	事業評価	今後の事業計画・展望
	17	各種手当制度の周知	各種手当制度の案内を定期的に市報等に掲載し、周知を図ります。市報や市ホームページを活用し、情報のすみやかな提供を行います。また、福祉サービス事業者や民生委員・児童委員等との連携を通じて、情報発信を強化します。	福祉保健部各課 自立生活支援課	各種手当制度の案内は定期的に市報及び市ホームページに掲載し周知を行いました。また、民生委員・児童委員協議会の定例会等を通じた情報提供に努めた。 各種手当制度の案内を市報や市HP、「障がい者福祉のてびき」に掲載し、新しい情報を提供するよう努めている。また、来庁した市民に対しては、その方の障害の状況に合わせて適切な手当の制度説明を行い、該当の手当をまとめたシートをお渡ししている。状況により、子育て支援課の児童育成手当(障害手当)を案内するなど、他課との連携にも努めている。	B A	引き続き、誰もが必要な情報を適切なタイミングで受け取れる環境の整備を推進する。 引き続き周知を続けるとともに、HP等の充実にも努める。
(4) ②	18	情報提供のユニバーサルデザインの推進	支援を必要とする人が必要な時に保健・医療・福祉サービスに関する情報を入手できるよう、市報こがねい、市ホームページ等を活用し、情報提供の充実を図ります。 地域における身近な施設等にも各種ガイドブック等を配布し、市民が情報を入手しやすいように配慮します。	福祉保健部各課 自立相談支援課 (広報秘書課)	図やイラストを活用するなど、わかりやすさを意識した情報提供に努めるとともに、SNSを活用した情報発信も行った。 市ホームページに掲載している小金井市障害者差別解消条例のリーフレット・パンフレットや障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画などに音声QRコードを掲載するなど、情報提供の方法について配慮を行っている。 市報こがねいについては、令和6年度に大幅リニューアルを行い、全号フルカラー、ユニバーサルデザインフォントを使用し、誰もが読みやすい紙面となるよう留意し編集した。また、音訳版については、毎月市報にサービスの周知文を掲載するとともに、対象者に個別にサービスを案内し、利用者の増加に努めた。 ホームページについては、情報発信の拡充と、誰もが適切に情報を得られるようアクセシビリティの向上にも努めるとともに、令和7年度のリニューアルに向けた各種検討を行った。	B A B	高齢者、障がい者、外国人、子どもなど、ニーズは多岐にわたり、多様な住民ニーズに対応するため、引き続き情報ユニバーサルデザインを推進する。 作成する冊子等について、今後も音声QRコードの活用や音声版の作成に努めていく。 市報こがねいについては、リニューアルにより改善された紙面の質を維持するため、引き続き、レイアウトを工夫するなど、読みやすく、見やすい紙面となるよう留意し編集・作成していく。また、音訳版は、対象者へサービスの再周知を図るなどして、利用者の増加に努めたい。 ホームページについては、コンテンツ作成ルールに基づいたホームページ掲載について引き続き庁内への周知を行うなど、情報のバリアフリー化を継続する。また、市民にとって知りたい情報が探しやすくなり、使いたくなるようなホームページを目指し、令和8年2月にリニューアルを行う。

【基本施策】

基本目標	2 包括的支援体制の構築
施策の方向性	(1) 重層的支援体制の整備
施策	① 包括的相談支援体制の構築 ② 参加支援 ③ 地域づくりの促進
施策の方向性	(2) セーフティネットの機能強化
施策	① 生活困難者への支援強化 ② 生活保障の推進
施策の方向性	(3) 再犯防止の支援
施策	① 再犯防止等に関する活動の推進

施策 No.	事業 No.	【個別事業・取り組み】	内容	担当課	事業実績・評価理由 (令和6年度)	事業評価	今後の事業計画・展望
(1) / ①	19	福祉総合相談窓口の運営	年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての方を対象に、包括的に相談を受け止める福祉総合相談窓口を運営します。福祉総合相談窓口では、相談支援包括化推進員を配置し、住民に身近な圏域において総合的な相談に応じます。また、複雑化・複合化した相談については適切に支援機関につなぎ、より良い方法を一緒に考えながら進める伴走型の相談支援を行います。	地域福祉課(社会福祉協議会)	住民に身近な圏域において総合的な相談対応を行うため、相談支援包括化推進員(地区担当)の増員を段階的に進め、令和6年度に1名を増員したことで、地域包括支援センターの生活圏域(4圏域)に合わせて1名ずつ、計4名の配置が完了した。福祉総合相談窓口の令和6年度新規受付人数は413件、相談内容で最も多いのは「収入・生活費」(141件)、次いで「住まい」(104件)	A	引き続き、福祉の何でも相談窓口として、制度の狭間にある課題などについての相談に対応していく。また、アウトリーチや地域づくりの取組を強化し、様々な支援関係機関、団体、企業、市民等との連携を深めることで、地域の潜在的な課題やニーズの把握に努める。
	20	多機関協働の推進	高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮等の対象者ごとの各種相談支援体制の充実を図るとともに、相談支援機関相互の連携を強化し、情報共有、役割分担により包括的な相談支援体制を構築します。地域生活課題を抱えた方の情報をお互いにつなぐべく、必要支援につなぐ方への早期発見、早期対応を行う。	地域福祉課(関係各課) 自立生活支援課	高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮などの関連部署を構成員とする庁内検討委員会を開催し、包括的な支援体制の構築を目的とした「重層的支援体制整備事業実施計画」の内容について検討を行い、意思統一を図った。具体的な連携強化の取組については、次年度以降も引き続き検討を進める。	B	複雑化・複合化した困難事例に対して、重層的支援会議等の仕組みを活用して支援を行う。また、支援関係機関が構造的に連携し、効果的に課題解決を進めるための「司令塔」となる相談員1名を社会福祉協議会に配置し、連携支援体制を強化する。
					子ども家庭センター	障がいのある方の相談窓口である障害者地域自立生活支援センター、精神障害者地域生活支援センター、児童発達支援センター、障害者就労支援センター等と連携し、障がいの状態や本人の希望に合った相談体制を構築している。また、事業所間の連絡会を開催し、より一層の連携を深めることができた。	A
			支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築する	地域福祉課(関係各課)	潜在的な相談者を早期に発見し、早期に対応するため、重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討を行った。これまで福祉総合相談窓口の取組の中でアウトリーチを行ってきたが、重層事業に基づくアウトリーチ事業の実施については未実施と評価した。	D	アウトリーチ事業の利用件数を増やしていく。潜在的な相談者の中には支援を望まないケースや困り感がないケースも多く、支援への希求が弱い傾向にあるため、長期的な視点を持ち伴走型の支援に取り組む。

施策 No.	事業 No.	【個別事業・取り組み】	内容	担当課	事業実績・評価理由 (令和6年度)	事業評価	今後の事業計画・展望
	21	アウトリーチ等を通じた継続的支援	薬し、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握し、本人に対して時間をかけた丁寧な働きかけを行い関係性の構築に向けた支援を行います。	自立生活支援課 子ども家庭センター	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正により精神疾患を罹患しているが医療機関につながっていない方への支援についてアウトリーチやカンファレンスを行った。 必要時対象者の自宅や関係機関への同行などのアウトリーチを行い、対象者に対し丁寧に支援を行った。	B A	引き続き関係機関と連携し未治療、治療中断している方々に対する相談対応、医療機関への案内を行い、自立を促していく。 引き続き適宜アウトリーチを行い、対象者へ丁寧に働きかけ支援を行っていく。
(1) / (2)	22	社会参加に向けた資源開拓	既存の地域資源や支援関係機関とつながりを作り、活用方法拡充の検討を行います。 また、必要に応じて地域へ働きかけを行い、多様な支援メニューが作られるように努めます。	地域福祉課	福祉総合相談窓口には配置されている相談支援包括化推進員(地域福祉コーディネーター)が、積極的に地域へ外向き、支援関係機関をはじめ、多様な団体や事業者、企業などとのつながり作りを進めた。	B	既存の地域資源と当事者のニーズを丁寧に把握した上で、多様な支援メニューの充実や新たな地域資源の開拓を推進したい。
	23	多様な地域資源とのマッチング	既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人のために、本人やその世帯のニーズと抱える課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューのコーディネートをし、マッチングを行います。	地域福祉課	参加支援事業の実施により、個性の高いニーズに対応した支援を目指すことを、「重層的支援体制整備事業実施計画」に盛り込んだ。	D	支援の流れを明確化し、当事者のニーズを把握するとともに、受け入れ先となる社会資源の調整を丁寧に進めていく。また、コーディネートを行う専門の支援員1名を社会福祉協議会に配置する。
(1) / (3)	24	多様な市民が交流できる場の構築	年齢や障がいの有無にかかわらず、様々な背景を持った市民が参加できる活動の機会を作ります。 市内集会所や公民館等の施設を活用し、地域福祉に関心を持つ市民や活動団体が情報交換や活動の連携を高められる機会づくりを推進します。 地域資源を幅広く把握し、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備します。 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートし、多様な地域活動が生まれやすい環境を整備します。	地域福祉課(関係各課)	福祉分野に限らず多様な参画を促進すること、また、高齢者や障がいの有無など対象者を限定しない(属性を問わない)居場所を増やしていくことを、「重層的支援体制整備事業実施計画」に盛り込んだ。	D	多様な市民が交流できる場を構築するにあたり、まずは市民のニーズを把握することに努める。併せて、既存の社会資源を把握し、既存の資源を活用するとともに、新たな資源の開拓にも取り組む。
	25	地域での見守り推進	民生委員・児童委員をはじめとした地域に密着して活動する主体と行政との連携を強化し、地域での見守り機能を高めます。 また、町会・自治会、商店会、医療機関などと連携して見守り支援のネットワーク体制の充実を図ります。 気軽な相談から、複合的な地域生活課題まで、事態が深刻化する前に適切な支援につなげるよう、行政機関および関係機関との相談体制を整備します。	地域福祉課(関係各課)	住民の最も身近な相談相手として、地域の課題を把握し、行政や支援機関などへつなぐ役割を担う民生委員児童委員の事務局として後方支援を行った。 また、さまざまな機関が把握する地域生活課題に関する情報を共有するため、支援関係機関等とのネットワークの構築を推進した。	B	担い手の確保に課題があり、民生委員児童委員の負担軽減に向けて、事業実施方法の変更や工夫等について、提案し支援を行う。 また、支援関係機関との連携を進めるにあたり、具体的なネットワークのあり方を整理する。
	26	地域生活課題の把握と情報共有の仕組み強化	生活困窮者の支援に関し、関係各課および関係機関等との情報共有に努め、支援体制の連携強化を進めます。	地域福祉課	生活困窮者の自立に向けた相談支援における支援調整会議の開催等を通じて、関係各課や関係機関等との連携強化を図るとともに、福祉総合相談窓口において複合的課題解決に向けた取り組みを行った。	B	引き続き、生活困窮者の自立に向けて、関係機関等と連携を強化し、福祉総合相談窓口において、複合的課題解決に向けた支援体制の構築を図る。

施策 No.	事業 No.	【個別事業・取り組み】	内容	担当課	事業実績・評価理由 (令和6年度)	事業 評価	今後の事業計画・展望
(2) / ①	27	生活困窮者の自立支援の推進	生活困窮者の自立に向け、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援を行います。また、関係機関と連携しながら就労その他の支援体制を構築します。家計に課題を抱える生活困窮者に対し、情報の提供や専門的な助言、指導等を行うことにより、早期に生活が再生されるよう支援します。また、住居確保給付金の給付、学習支援事業を実施します。	地域福祉課	相談支援ほか、家計改善事業、一般就労に向けた基礎能力形成からの支援を一貫して実施する就労準備支援事業、住居確保給付金の給付、生活困窮世帯の中学生を対象に家庭訪問による学習支援を実施した。昨年から継続して、関係機関等と連携しながら、複合的な課題の解決に向けた取り組みを行った。	B	引き続き、生活困窮者の自立に向けて、関係機関等と連携を強化し、福祉総合相談窓口において、複合的課題解決に向けた支援体制の構築を図る。
	28	生活保護制度の適正な運用	生活保護を必要とする世帯の実態と要望の的確な把握に努め、自立助長へ向けた支援を強化します。	地域福祉課	法令に基づき生活保護費を確実に支給するとともに、困窮世帯の生計維持、自立助長に資するよう様々な相談業務、各関係機関との連携等を実施した。また、就労支援事業を実施し自立助長に向けた支援を実施した。	B	被保護世帯の自立助長に向けて国が実施する事業の動向も注視し、就労支援相談等自立支援プログラムに沿った諸事業を適宜実施することとする。訪問活動の充実、促進により、世帯状況の把握、必要な支援について把握し、就労支援等により被保護者に対して自立助長へ向けた支援を行う。
(2) / ②	29	路上生活者への自立支援	年2回定期的に実施している路上生活者概数調査等を通じて路上生活者を把握し、関係機関とともに生活保護制度等の各種施策を活用して早期の自立支援を進めます。	地域福祉課	年2回東京都と連携し路上生活者概数調査を実施している。市が所管する公園等を対象に実施したが路上生活者は確認されなかったが相談においては居所がない路上生活者の居所、申請もあり、生活歴等を聴取した上で居所の確保等やかな支援を行った。	B	概数調査は引き続き実施する。福祉総合窓口等との連携により対象者に対しては緊急一時的な住居確保等の生活支援を速やかに実施する。生活保護の受給が開始された場合は個々の生活状況を経過的に注視し、医療との連携により必要な治療、健康管理の支援、就労相談等への連携、一般の賃貸住宅への転居への支援など、包括的に生活の安定に向けた支援を実施する。
	30	住宅確保要配慮者に対する居住支援	住宅確保要配慮者(高齢者、障がい者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮を要する者)に対して住まいを探すための相談支援を行います。	地域福祉課(関係各課) 自立生活支援課	住宅要配慮者の中には、住居の確保が困難ということのみならず、経済的困窮や高齢、障害といった様々な課題を抱えているケースも多く、複合的な課題の解決に向けた取り組みを行った。 賃貸契約による一般住宅への入居を希望する障害者であつて、保証人がいない等の理由により入居が困難なものに対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うことができた。	B A	引き続き、福祉総合相談窓口において、住居確保が困難な者に対する安定的な居住確保に向けた支援を行っていく。また、まちづくり推進課が設置する居住支援相談窓口との連携を図っていく。 引き続き賃貸契約による一般住宅への入居が困難な障害者に対し、必要な支援を継続していく。
31 ~ 34	再犯防止等に関する活動の推進に係る具体的施策	就労・住居の確保等の自立支援のための取組／保健医療・福祉サービスの利用促進／学校と連携した修学支援等の実施／広報・啓発活動の促進と民間協力者等との連携	地域福祉課(関係各課)	就労や住居確保の自立支援、保健医療・福祉サービス利用促進、学校との修学支援連携、広報啓発活動の推進、民間協力者との連携など、各事業が積極的に取り組まれた。	A	引き続き、就労や保健医療、福祉、教育など様々な分野の施策・取組について、再犯防止の視点をもつて取り組んでいく。	

【基本施策】

基本目標	3 地域活動の活性化
施策の方向性	(1) 社会参加の促進
施策	① 地域活動への参加促進
施策の方向性	(2) 地域活動の支援と人材の育成
施策	① 地域福祉の担い手育成 ② 専門人材の育成
施策の方向性	(3) 多様な地域資源との連携
施策	① 多様な主体との連携づくり ② 社会福祉法人等との連携強化

施策 No.	事業 No.	【個別事業・取り組み】	内容	担当課	事業実績・評価理由 (令和6年度)	事業評価	今後の事業計画・展望
(1) / ①	35	ボランティア活動等の普及や参加のきっかけづくり	幅広い市民が自分に合った活動を選択して参加することができるよう、地域で活動するボランティア団体や既存の各種団体の情報提供を充実させます。ボランティア体験学習を継続して実施し、地域福祉への関心の醸成と、ボランティア活動への参加のきっかけづくりを行います。	社会福祉協議会(関係各課)	市民活動団体リストの更新を定期的に行うことにより、最新の団体の情報提供に努めた。夏休み期間を通じて「夏のボランティア体験」事業を開催し、市内28団体の施設等に受け入れをもらい、62名の参加者があった。	A	次年度以降新たな受け入れ団体を開拓し、参加者の受け入れ先を増やしていきたい。
	36	多様な人材の地域活動への参加促進	ボランティア活動に関心を持つ教育機関や、地域福祉分野での社会貢献を考えている企業等との協働を促進します。また若い世代や、企業で培った経験を持つ人材が地域福祉の新たな担い手となるよう、ボランティア団体や既存の各種団体の活動紹介や、活動の立ち上げを支援します。	社会福祉協議会(関係各課)	各種ボランティア養成講座を開催し、幅広い世代のボランティアの養成を実施し、担い手の養成に努めた。令和6年9月開催の団体交流会にて既存の市民活動団体や新規立ち上げの市民活動団体同士の交流を図り活動の円滑化に努めた。	A	引き続き講座の開催、イベントの開催を通して新たな団体の立ち上げ支援等に努める。
(2) / ①	37	地域福祉ファシリテーター養成講座の開催	ボランティア活動に関心を持つ教育機関や、地域福祉分野での社会貢献を考えている企業等との協働を促進します。また若い世代や、企業で培った経験を持つ人材が地域福祉の新たな担い手となるよう、ボランティア団体や既存の各種団体の活動紹介や、活動の立ち上げを支援します。	地域福祉課(社会福祉協議会)	小金井市、三鷹市、武蔵野市、調布市、当該4市社会福祉協議会及びルーテル学院大学と協働し、全11回の養成講座とフィールドワーク1回を開催し、地域福祉ファシリテーターの養成に努めた。小金井からは8名、全体で30名の参加があった。(社会福祉協議会)令和6年度は8名が講座終了し「小金井サードプレイス」「ふれあい街ウォーカー」の2団体が設立。	B	講座のさらなる周知を図るため、社会福祉協議会と調整し、広報チラシ、市報原稿等の内容や広報チラシの設置場所、周知方法等を工夫して講座受講者数の増加を目指す。また、講座の修了生が地域での活動を始める際の支援や活動の継続支援を強化する。令和6年度の実績を参考にし、令和7年度の事業展開の参考にしたい。(社会福祉協議会)引き続き講座の開催を通して団体の立ち上げや、新たな担い手の確保に努める。
	38	市民活動の資質向上	ボランティアのニーズを把握し、ボランティア研修の充実を図り資質の向上に努めます。市民活動団体の活性化につながる支援を進めるとともに、ボランティア団体や既存の各種団体が、地域における新たな見守り、支え合い活動の主体となるよう、情報の提供や相談支援等を積極的に展開します。	生涯学習課 社会福祉協議会	社会福祉協議会のボランティアセンターに対し、運営費などの補助を行った。 ボランティアの資質向上に関する講座について、昨今の働き方の多様化に対応したフレキシブルな形での受講ができるオンデマンドの講座と、実際に質問等をするができる対面講座が好評であったため、今年度も同様の実施を行った。各講座のテキストをダウンロード可能にすることで利便性の向上と復習のしやすさを改善させた。 電話相談、窓口相談を記録し、相談種別ごとに集計した。相談内容の傾向や、ボランティアを依頼する施設の要望を取りまとめ、市民活動団体の活性化につながるような講座開催の参考にした。	B A	定期的な見直しを行いながら、今後も補助金の適切な運用に努めていく。 講座内容のマンネリ化を防げるよう打ち合わせを行っていき、質と満足度の高い講座を実施できるようにしていく。 電話相談、窓口相談の記録を集計し、ボランティア希望者、ボランティア依頼者のニーズ把握をする。ボランティア入門講座を開催し、ボランティアの基本や活動の第一歩を案内する。

施策 No.	事業 No.	【個別事業・取り組み】	内容	担当課	事業実績・評価理由 (令和6年度)	事業 評価	今後の事業計画・展望
(2) ②	39	【事業No.39】福祉専門職の資質の向上	専門職の資質向上を促進するため、介護福祉分野や障がい者福祉分野で働く方に向けた研修を実施します。また、国や都で実施する研修や講習会について、情報提供を行います。介護福祉分野で働く方の研修等については、今後も研修、講習会の開催および受講料を一部助成します。	自立生活支援課	精神障害者ホームヘルパーフォローアップ研修を実施した。地域生活支援拠点等事業の専門的人材の確保・養成の機能により、障害福祉サービス事業所向けに障害者(児)移動支援従事者養成研修、障害者同行支援従事者養成研修、行動支援従事者養成研修を実施した。また、高次脳機能障害、難病者支援に関する講演会等を実施した。なお、国や東京都から研修や講習会の開催情報があれば、適宜関係機関に情報提供を行っている。	A	地域生活支援拠点等事業の専門的人材の確保・養成の機能による研修は、受講者のニーズを適切に把握しながら専門職の資質向上に繋がるものを実施できるよう研修内容を精査しつつ、今後も継続する。国や東京都の研修については、開催情報や研修の実施内容を注視し、資質向上につながる研修等が行われることを確認した場合は、関係機関に積極的に周知することで受講を促していく。
				介護福祉課	市や地域包括支援センター主催の研修や講習会を開催し情報提供を行い、専門職の資質の向上を促進している。また、国や都で実施する研修や講習会についても情報提供等を行っている。	A	引き続き市や地域包括支援センター主催の研修や講習会の開催を行うとともに、国や都で実施する研修や講習会について情報提供を行う。
	40	民間事業者等の参入促進	行政が直接実施している福祉分野の事業に関し、民間事業者が持つノウハウ等を活用し、柔軟かつ適正な事業運営の検討を行いさらなる福祉の充実を図ります。民間事業者やNPO法人との協定締結をめざし、民間事業者の協力による緩やかな見守り体制の充実に努めます。	自立生活支援課	民間事業者より障害福祉サービス事業所の開設の相談があった場合には丁寧に対応しつつ、民間における優れた人材や技術を活用し、量の確保に加えてニーズの高い重度者の受入ができないか相談を行っている。また、令和6年9月に市内1事業所と災害時における協力体制に係る協定書を締結した。	A	障害福祉計画等に基づきつつ事業所の開設について検討を行い、不足する社会資源の確保に努めている。また、事業所から災害時協定締結の相談があった場合には適宜対応する。
41	地域福祉推進事業の充実	市と協働して、高齢者や障がいのある人などに対して家事援助サービス、介護サービス、食事サービス等の福祉サービス事業を行っている法人に対し、市がその事業費の一部を補助します。	地域福祉課	令和6年度補助実績なし。	D	市地域福祉推進事業補助要綱の対象は同一団体への補助が2年間までとなっている。都地域福祉推進事業補助金の該当事業関係各課の事業実施状況等から、今後についての検討を行う。	
42	民生委員・児童委員活動の支援	民生委員・児童委員が行っている地域に密着した相談や情報提供、地域生活課題の発見等の活動を支援するとともに、民生委員・児童委員制度や活動内容の周知を図ります。また、民生委員・児童委員が行う事務の状況を把握し、欠員補充の方法や民生委員・児童委員の負担軽減について、課題解決に向けた検討を行います。	地域福祉課	小金井市民生委員児童委員協議会の事務局を地域福祉係内に設置し、民生委員児童委員活動の支援を行っている。また、民生委員児童委員PRイベントの実施、市報・HPで民生委員・児童委員制度の周知を行った。令和6年度は、1名の民生委員児童委員が退任され、2名の新任民生委員児童委員を委嘱した。	B	引き続き、民生委員児童委員の欠員補充に注力するとともに、民生委員児童委員活動に理解と熱意がある方の情報収集・勧誘活動を行う。また、民生委員児童委員の負担軽減に向けて、事業実施方法の変更や工夫等について、提案し支援を行う。	

施策No.	事業No.	【個別事業・取り組み】	内容	担当課	事業実績・評価理由 (令和6年度)	事業評価	今後の事業計画・展望
(3) / ①	43	町会・自治会活動への支援	地域活動の基盤となる町会・自治会の情報を市の窓口で案内し、新たな加入者増加に努めます。また、町会・自治会の活動の活性化に資するため、東京都が実施する支援事業等の情報提供を行います。	広報秘書課	町会・自治会の情報を不動産業者や加入希望者に情報を案内し、転居者等に対して加入を促した。また、加入促進のため、町会・自治会のちらしを第二庁舎に掲示し、市報こがねい5月15日号の1面に掲載した。 町会・自治会の活動の活性化については、町会・自治会連絡会や市政だよりの配布等で東京都の補助事業等の情報提供を行った。また、その連絡会では、自治会の運営や加入促進、若い世代の加入状況について情報の共有を図った。	A	引き続き町会・自治会と情報共有を図り、町会・自治会の加入促進や活動に協力する。
	44	福祉サービス事業所の地域に開かれた取り組みの推進	福祉サービス事業所の会議室や敷地などの「場」を地域住民の交流の場として開放したり、福祉サービス事業所の物品販売を周知することで地域に密着した事業所としての公益的な取組が広がるよう支援します。	関係各課(自立生活支援課)	市内福祉サービス事業所の物品販売について市ホームページで周知するとともに、市役所第二庁舎エントランス(年3回)、イトーヨーカドー(年1回)、小金井宮地楽器ホール(年1回)での物品販売会を実施した。	B	福祉サービス事業所の物品販売を通じた障がい理解を促進するため、市で実施する物品販売会について、武蔵小金井駅周辺だけでなく、東小金井駅周辺でも実施する。
(3) / ②	45	ボランティア・市民活動センターの機能強化	ボランティア活動やNPO法人等に関する情報の収集・公開や、活動先の紹介を充実させます。 地域活動の立ち上げを支援するとともに、既存の活動の継続支援や、行政や他団体との連携につながるよう、相談機能を高めます。 また、市と社会福祉協議会が締結する「災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書」に基づき、効果的な災害ボランティア活動に関する支援が行えるよう相互に連携を図ります。	社会福祉協議会(関係各課)	社協HP等を通してボランティア情報の発信や市内イベントの広報を積極的に行った。 また災害ボランティアミーティングを通して実際に災害が起きた時の動きや有事の際に何が求められているのかを講座を通して学んだ。	A	社協HPのみならず、各種SNS(Youtube、X、Instagram等)を活用し更なる広報の可能性を模索していく。
	46	社会福祉協議会との連携強化	社会福祉協議会は地域において地域福祉を推進する中核となる組織です。社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を推進するために必要な支援を行い、基盤強化を図り、さらなる連携を進めます。	地域福祉課	地域福祉の推進に関して、社会福祉協議会が自主的かつ主体的に実施する社会福祉を目的とした事業に対し、補助を行った。	B	補助金の交付に留まらず、行政の役割を明確にするとともに、市のビジョンを提示するなど積極的に協働していくことで、さらなる連携を図っていく。
	47	社会福祉法人等との連携強化	社会福祉法人やNPO法人等が、地域で事業を実施するうちに気がついた、支援を必要とする事例や、相談等を集約し、関係機関と情報共有を図って、適切な支援につなげられる体制を整備します。	社会福祉協議会(関係各課)	社会福祉法人連絡会を実施。市内の社会福祉法人11団体に参加いただき、社会貢献活動について各法人より報告。福祉総合相談窓口より、就労準備支援の受け入れ、拠点づくりのための会場の貸出依頼等提案したところ、協力を得られる法人から申し出があった。 市の地域福祉課職員もオブザーバーとして参加している。	A	今後具体的な協議をすすめることになった。

地域福祉推進委員会による評価

地域福祉計画の令和6年度実績報告及び評価

<p>基本目標</p>	<p>1 福祉のまちづくり</p> <p>【事業番号4:移送サービスへの支援】 福祉有償運送は非常にボランティアな活動であり事業継続には大きな課題がある。現在では、民間サービスや介護保険サービス、福祉タクシーなどが普及し、以前と比べて移動支援の環境整備は進展した。一方で、市民の自由な移動を支援する重要性は高く、社会福祉法人への働きかけなどを含め、流れを止めることなく引き続き検討していただきたい。</p> <p>【事業番号9:市民に対する啓発活動の推進】 認知症サポーター養成講座について、市内の一部の小中学校で実施されている出前講座は、若い世代にとって貴重な学びの機会として評価できる。子どもの頃から福祉への関心を高める重要な活動であるため、より多くの学校に行き渡ることを期待している。</p> <p>【事業番号10:権利擁護事業の推進】 成年後見制度については、利用率がまだ低く、潜在的な利用者の存在が指摘されているため、より広く効果的な周知活動が求められる。</p> <p>【事業番号17:各種手当制度の周知】 市報は掲載情報が充実・集約されており、手続きの時期を思い出すための助けとなる。民生委員・児童委員協議会の地域での支援活動に活用されており、担当区域の市民からも良い評価を受けている。</p>
<p>基本目標</p>	<p>2 包括的支援体制の構築</p> <p>【事業番号21:アウトリーチ等を通じた継続的支援】 本人が支援に同意していない場合のアウトリーチの実践は、介入において課題が多く、単独の機関では対応が困難である。特に精神疾患に関しては、医療機関や訪問看護との連携が欠かせない。現場職員の疲弊を防ぐためにも、市が主体的に責任を持って対応してほしい。</p> <p>【事業番号25:地域での見守り推進】 地域住民にとって、民生委員・児童委員が真っ先に相談相手として思い浮かぶ。民生委員活動の大切さを広く周知し、その活動が途切れることのないように後継者の育成に努めていただきたい。</p>
<p>基本目標</p>	<p>3 地域活動の活性化</p> <p>【事業番号35:ボランティア活動等の普及や参加のきっかけづくり】 知的障害者への支援など、障害特有のニーズに応えるボランティアが不足しており、なり手が少ない分野である。ボランティア講座などの実施も重要。</p> <p>【全般】 事業評価の方法について、市が委託する事業所の取り組みや評価が十分に反映されていないため、より包括的な評価も検討できる。地域の中で支え合える体制を築くために、支援の漏れや隙間がどこにあるのかを把握し、困っている人がどこにいて、どのような状況に置かれているのかをキャッチし市の施策を進めていく必要がある。</p>

地域福祉推進委員会による評価

令和8年3月6日

第2期小金井市成年後見制度利用促進基本計画（案）に対する  
意見及び検討結果について（概要）

小金井市市民参加条例第15条の規定に基づき、第2期小金井市成年後見制度利用促進基本計画（案）に対する市民提言制度（パブリックコメント）を実施した結果について、下記のとおり公表します。

記

1 施策の名称

第2期小金井市成年後見制度利用促進基本計画（案）

2 意見の募集方法

(1) 意見募集期間

令和8年1月15日（木）から令和8年2月16日（月）まで

(2) 意見提出方法

直接持参、郵送、FAX、電子メール又は市ホームページ専用フォーム

3 意見の提出状況

(1) 提出人数 個人：1人／団体：0団体

区分	直接持参	郵送	FAX	電子メール	市HP専用フォーム	計
個人	0	0	1	0	0	1
団体	0	0	0	0	0	0
計	0	0	1	0	0	1

(2) 延べ意見数

4件（内訳：個人4件／団体0件）

4 提出された意見及び検討結果

別紙のとおり

5 意見と検討結果の閲覧場所等

(1) 市ホームページ

(2) 地域福祉課（市役所第二庁舎2階）、広報秘書課広聴係（同1階）、情報公開コーナー（同6階）、公民館各館、婦人会館、総合体育館、図書館（本館）、保健センター及び東小金井駅開設記念会館

6 問合せ先

小金井市福祉保健部地域福祉課

電話 042-387-9915 FAX 042-384-2524

E-mail s050199@koganei-shi.jp

## 第2期小金井市成年後見制度利用促進基本計画(案)に対する意見及び検討結果について

No.	該当頁	寄せられた意見	意見に対する検討結果
1	9頁	<p>● P 9 施策の展開3 法人後見の推進 (1)</p> <p>→ 社会福祉協議会(以下社協)だけでなくNPO法人等も入れた推進(支援も含め)が必要と思う。</p> <p>社協の本来事業?として法人後見を充実させるさらなる体制づくりの労力を使うというよりも、本来、社協は地域福祉の担い手としての市民活動の推進や組織化を役割として持つ団体と認識している私としては(間違っていたらこの行は削除願います)養成講座の受講者を組織化し支援、また既存の意志あるNPO団体の支援を方針化しては如何でしょうか?</p>	<p>成年後見制度の利用を推進するためには、地域に根ざした多様な主体が参画することが重要であると市も認識しております。これまで、権利擁護センターを担う社会福祉協議会を中心として、小金井市の成年後見制度を推進してきた経緯がございますが、中核機関として、意欲ある他のNPO法人への支援体制を強化することで、制度をより円滑かつ持続可能に運用することが可能になると考えます。</p> <p>今後、社会福祉協議会として法人後見の実績を一定重ねた後に、その経験を他のNPO法人への支援に活用し、更なる法人後見の推進へ繋げていきたいと考えています。</p>
2	11頁	<p>● P 11 基本施策II 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化</p> <p>→ (3)(4)各属性ごとの連絡会や集いも必要と思いますが市内で活動する人々全体での集う会なども目的意識を持ち開催もあって良いと思います。</p>	<p>成年後見制度の普及促進と、地域社会全体での理解や連携を深めるためには、ご提案いただいた「市内で活動する人々全体で集う会の開催」についても、大変重要で有意義な視点であると認識しております。</p> <p>現在、市では成年後見制度の普及啓発を目的として「成年後見制度市民啓発講演会」を毎年実施しており、施策の展開3「広報機能の充実」の(1)としても、その実施を掲げています。</p> <p>いただいたご意見も踏まえ、成年後見制度市民啓発講演会において、講演中に参加者同士が意見交換を行い、ネットワークを築ける時間や取組を組み込めるよう、検討を進めてまいります。</p>

No.	該当頁	寄せられた意見	意見に対する検討結果
3	14頁	<p>● P14 基本施策Ⅳ 担い手の育成及び支援 施策の展開1</p> <p>→ 市民後見人の概念がはっきり見えないのですが、(1)の基礎講座の受講をより開いたものに、また(2)フォローアップ講座(3)活用も、(1)に限るのではなく、市内で「市民後見」と認識し活動している市民や法人後見団体も対象とした支援や活用が必要と思います。</p>	<p>市民後見人とは、弁護士や司法書士などの専門資格を持たない市民の方が、親族以外の成年後見人として活動する制度です。小金井市では、基礎講習とフォローアップ講習の両方を修了し、必要な知識や技術、社会規範、倫理観を身につけていただいた後、市民後見人候補者名簿に登録する仕組みとなっています。名簿に登録された後、家庭裁判所から選任を受けた場合に成年後見人としての活動が開始されます。</p> <p>今後は、市民後見人自体のより一層の周知を図ることにより、制度に関心を寄せる多くの方に(1)に掲げている市民後見人養成基礎講習にご参加いただけるよう努めてまいります。</p> <p>また、(2)のフォローアップ講習については、実際に後見人として活動していただくことを前提とした内容となっているため、基礎講習を修了した方を対象としています。</p> <p>さらに、「(3)市民後見人の活用」については、家庭裁判所から選任を受けていない市民後見人候補者の方々を活用・支援する取り組みとして進めてまいります。併せて、ご意見にある「市民後見」として認識し活動している市民や法人後見団体も対象とした支援や活用については、施策の展開2「後見人への支援」の(2)の一環として、後見実務に関する相談窓口としての機能を整備する予定です。</p>
4	14頁	<p>● P14 基本施策Ⅳ 担い手の育成及び支援 施策の展開2</p> <p>→ NPO法人なども今後組織化の期待も含め支援の対象に入れてはどうでしょうか。専門職の方々への支援の具体はどんなことでしょうか？別項連携ネットワークの強化では補いきれない事などあるのでしょうか？</p>	<p>NPO法人等の団体は、地域における福祉活動や支援活動において重要な役割を担っており、成年後見制度においても法人後見の担い手として、その活躍が期待されています。今後、社会福祉協議会として法人後見の実績を一定期間積み重ねた後に、その経験を活かして他のNPO法人への支援を行い、さらなる法人後見の推進を図っていきたいと考えています。</p> <p>また、専門職後見人への支援に関しては、後見実務に関する相談窓口としての機能を整備するとともに、地域</p>

No.	該当頁	寄せられた意見	意見に対する検討結果
			<p>連携ネットワーク協議会等での課題解決機能を検討しております。地域連携ネットワークの強化として、多様な会議体を設けるだけでなく、相談内容に応じふさわしい会議体へつなげることが、実効性のある専門職支援体制になると考えています。</p>

※提出された意見は、原則として原文のまま全文を掲載します。

**第2期小金井市  
成年後見制度利用促進基本計画**  
(令和8年度～令和11年度)

**令和8年3月  
小金井市**

# 目次

第1章 計画の策定にあたって	2
1 計画策定の背景と目的	2
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画の評価・見直し	2
第2章 成年後見制度を取り巻く状況	3
1 成年後見制度の利用状況	3
2 小金井市権利擁護センター	4
3 前計画期間の取組状況	4
第3章 計画の基本的な考え方	7
1 基本理念	7
2 基本施策	7
3 施策体系	8
第4章 施策の展開	9
基本施策Ⅰ 中核機関の運営及び機能拡充	9
基本施策Ⅱ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化	11
基本施策Ⅲ 権利擁護支援を支える機能の充実	12
基本施策Ⅳ 担い手の育成及び支援	14
資料	15
1 策定経過	15
2 各委員名簿	16

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と目的

成年後見制度は平成12(2000)年に発足し、小金井市では、令和3(2021)年に計画期間を5年間とした小金井市成年後見制度利用促進基本計画(以下「前計画」という。)を策定しました。

## 2 計画の位置付け

第2期小金井市成年後見制度利用促進基本計画(以下「本計画」という。)は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下、「成年後見制度利用促進法」という。)第14条第1項に基づく市町村計画です。

また、本市の「第3期小金井市保健福祉総合計画」に含まれる、地域福祉計画、障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画、第9期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画、健康増進計画(第3期)との整合を図ります。

## 3 計画の期間

本計画は、令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までの4年間を計画期間とし、「小金井市地域福祉計画」の改訂時に、国の動向等を踏まえて見直しをしていきます。

## 4 計画の評価・見直し

小金井市権利擁護センター運営等審査会(以下「運営等審査会」という。)において、取組状況についての点検・評価等を継続的に行い、必要に応じて計画の見直し等を行います。

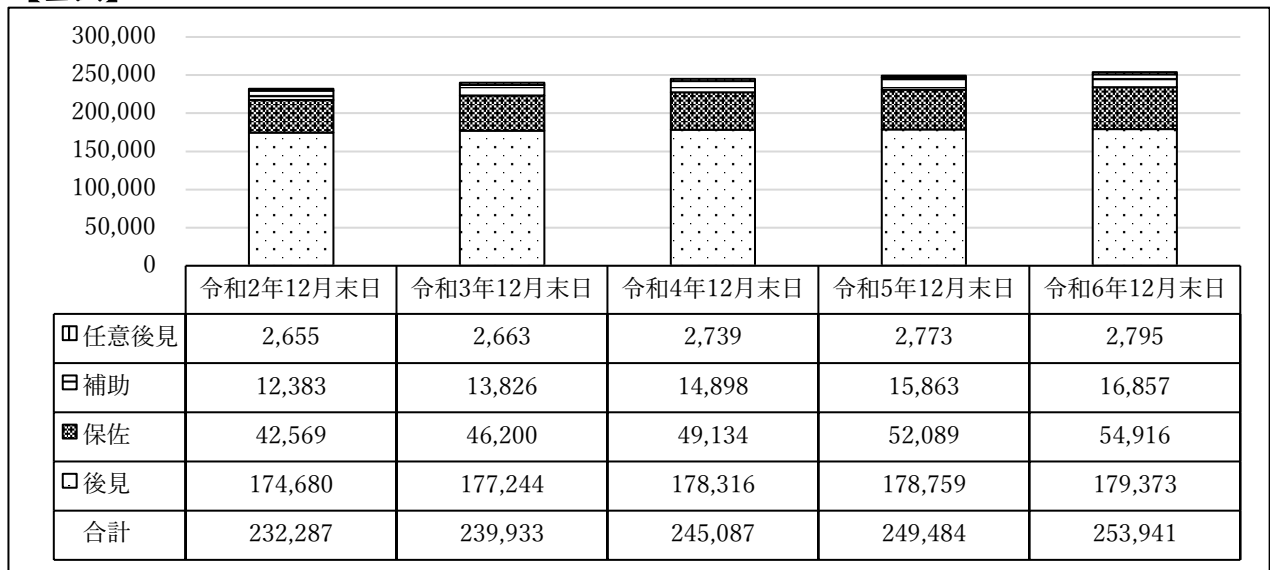
## 第2章 成年後見制度を取り巻く状況

### 1 成年後見制度の利用状況

令和6(2024)年12月末日時点における成年後見制度(任意後見・補助・保佐・成年後見)の利用者数は全国で253,941人と、毎年増加が続いています。同時点の小金井市における利用者数は228人と、全国の推移と同じく毎年増加が続いています。

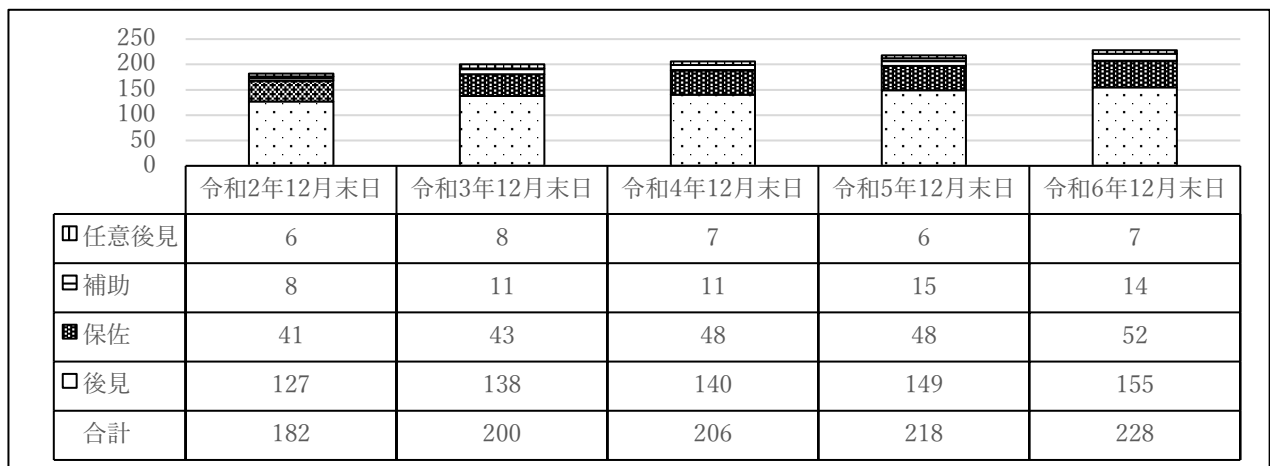
成年後見制度の利用者数推移(令和2年～令和6年)

#### 【全国】



資料：厚生労働省「成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況」(令和7年5月)

#### 【小金井市】



資料：東京家庭裁判所「区市町村別成年後見制度の利用者数(東京都)」(各年)\*1

\*1 当該資料は、東京家裁(立川支部を含む。以下同じ。)が管理している本人数を集計したもの。対象となる「本人」は、東京家裁が管理している本人であり、本人の住所地(住民票所在地)が東京都内であっても、東京家裁以外の家裁が管理している本人は含まれない。

## 2 小金井市権利擁護センター

小金井市においては、小金井市社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)が平成17(2005)年10月に小金井市及び東京都社会福祉協議会から「小金井市権利擁護センターふくしネットこがねい」を受託し、地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)を開始しました。その後、平成20(2008)年4月から、東京都の成年後見活用あんしん生活創造事業における「成年後見制度推進機関」として活動してきました。

小金井市における成年後見制度の相談・支援件数は、年間766件(令和6年度)であり、毎年増減を繰り返しながら、相談・支援に応じている状況です。

また、地域福祉権利擁護事業の契約者は、122名(令和7年3月31日現在)であり、成年後見制度の利用者予備軍ともいえる方が多い状況です。

## 3 前計画期間の取組状況

### (1) 中核機関の運営及び機能拡充

#### ① 小金井市権利擁護センター運営等審査会

弁護士、医師、福祉・保健関係者、行政関係経験者、司法書士、社会福祉士、行政書士、関係行政機関の委員によって構成され、社会福祉協議会が運営しています。地域福祉権利擁護事業や成年後見制度利用相談における困難ケースについての検討を行い、助言、指導を実施しています。前計画により機能を拡充し、地域連携ネットワーク協議会と兼ねて開催できるとなったものの、現状では協議会としての開催は実施されておらず、中核機関<sup>\*2</sup>として対応しているケースについて、運営等審査会で協議しました。

#### ② 支援会議の実施

多問題家族のケースで、多機関の支援を調整する必要があるケースについて支援会議を実施しました。

#### ③ 受任者調整(マッチング)

被後見人等の受任者調整は運営等審査会の中で実施しました。運営等審査会の開催のタイミングに合致したケースのみ検討・調整をしているため、その他のケースは報告のみ行いました。

#### ④ 職員の配置、専門性の向上

中核機関を担う専門性を持つ専従の常勤職員の配置ができていない中で随時、各種研修に参加し、職員の資質向上に努めました。

---

\*2 地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制

⑤ 法人後見の推進

権利擁護センターでは、専従の相談員の配置ができず、法人後見の受託には至りませんでした。後見監督人は2件受任しました。

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化

① 関係機関連絡会

小金井市民生委員児童委員協議会、小金井警察署、小金井市介護事業者連絡会、小金井市悠々クラブ連合会、小金井市障害者地域自立生活支援センター、小金井市精神障害者地域生活支援センター、小金井市障害者就労支援センター、経済課、地域福祉課で構成し、情報提供及び関係機関の連携を図るため、年1回開催しました。

② 親族後見人のつどい

権利擁護センターみたか(三鷹市)と共催で、親族後見人等を対象とした交流・研修会を年に2回開催しました。市民後見人候補者への周知も行いました。

③ 専門職後見人連絡会

専門職登録・紹介事業に登録されている弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、社会保険労務士、ならびに登録を希望する専門職後見人を対象として、年に2回連絡会を開催し、情報提供や情報交換の場を設けて実施しました。

④ 既存の会議への参加

小金井市権利擁護センター(以下「権利擁護センター」という。)では、福祉関係者との顔の見える関係づくりをすすめるため、小金井市地域自立支援協議会、小金井市精神保健福祉連絡協議会等に委員として参加しました。

(3) 権利擁護支援を支える機能の充実

① 利用促進機能

市長申立以外の案件における申立費用の助成を、権利擁護センターにて実施しました。成年後見人等の報酬助成については、市長申立案件は介護福祉課及び自立生活支援課にて実施し、市長申立以外の案件を権利擁護センターにて実施しました。

② 相談機能

権利擁護に関する相談(福祉サービス等利用援助相談、成年後見制度利用相談等)や苦情受付相談等の従来の相談事業に加え、後見人等実務相談及び任意後見・老いじたく相談を開始しました。

(単位：件)

内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
福祉サービス等利用援助相談	8,594	9,921	9,727	9,624
成年後見制度利用相談	619	614	528	766
苦情受付に関する相談	0	1	1	1
後見人等実務相談	—	15	30	26
任意後見・老いじたく相談	—	—	56	116

### ③ 広報機能

- ・ 「福祉こがねい」や「わたしの便利帳」、「高齢者福祉のしおり」等の広報物やホームページにて、情報発信を実施しました。
- ・ 成年後見制度の啓発を目的とし、「老いじたく」をテーマとした、成年後見制度、任意後見制度についての講演会を実施しました。相談会では各回、行政書士、司法書士が相談にあたりました。
- ・ 出前講座での講師派遣を実施しました。

### (4) 担い手の育成及び支援

#### 市民後見人の育成と支援

- ・ 7市(東村山市、小平市、武蔵野市、東久留米市、西東京市、三鷹市、小金井市)社協・福祉公社(推進機関)合同で、後見人等(市民後見人)候補者養成講習及びフォローアップ講習を開催しました。
- ・ 市民後見人の登録・推薦をしました。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本市の福祉と健康分野における上位計画である地域福祉計画では、「誰もがいきいきと暮らすことのできるまち」を基本理念に掲げ、基本理念の実現に向けた「福祉のまちづくり」、「包括的支援体制の構築」、「地域活動の活性化」の3つの基本目標を定め、施策の展開を図っています。地域福祉計画において、成年後見制度の利用促進や権利擁護支援については、3つの基本目標のうちの一つである「福祉のまちづくり」実現のための施策に位置付けられています。地域福祉計画の理念を踏まえ、本計画では「福祉のまちづくり」を基本理念とします。

また、本計画では、成年後見制度利用促進法における基本理念や国の第二期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、引き続き成年後見制度が必要な認知症高齢者や障がい者等及びその家族を対象に、自分らしく地域で生活していくために必要な支援や成年後見制度の理解を深め意思決定を支援し、総合的かつ計画的に推進していきます。

#### 【基本理念】

福祉のまちづくり

### 2 基本施策

基本理念に基づき、本計画期間においては、特に次のことを進めていきます。

#### 【基本施策】

- 基本施策Ⅰ 中核機関の運営及び機能充実
- 基本施策Ⅱ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化
- 基本施策Ⅲ 権利擁護支援を支える機能の充実
- 基本施策Ⅳ 担い手の育成及び支援

### 3 施策体系

基本理念	基本施策	施策の展開	
福祉のまちづくり	Ⅰ 中核機関の運営及び機能充実	1 中核機関の円滑な運営	(1) 運営等審査会
			(2) 支援検討会議
		2 家庭裁判所との連携	(1) 後見人の推薦及び交代の調整
			3 法人後見の推進
		(2) 後見監督の実施	
		Ⅱ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化	1 地域連携ネットワークの強化
	(2) チーム支援会議		
	(3) 専門職後見人連絡会		
	(4) 親族後見人のつどい		
	Ⅲ 権利擁護支援を支える機能の充実	1 利用促進機能の充実	(1) 成年後見制度利用支援事業の統一化と拡充
			(2) 市長申立の実施
			(3) 地域福祉権利擁護事業との連携強化
		2 相談機能の充実	(1) 福祉サービス利用援助相談
			(2) 成年後見制度利用相談
			(3) 任意後見・老いじたく相談
			(4) 頼れる身寄りがいない高齢者又は障がい者等への相談支援
3 広報機能の充実		(1) 成年後見制度市民啓発講演会	
		(2) 成年後見制度相談会	
		(3) 出前講座	
	(4) 広報活動の推進		
Ⅳ 担い手の育成及び支援	1 市民後見人の育成と支援	(1) 市民後見人養成基礎講習	
		(2) 市民後見人フォローアップ講習	
		(3) 市民後見人の活用	
	2 後見人への支援	(1) 親族後見人への支援	
(2) 専門職後見人への支援			

## 第4章 施策の展開

### 基本施策Ⅰ 中核機関の運営及び機能拡充

#### 施策の展開Ⅰ 中核機関の円滑な運営

施策名	施策内容	担当
(1) 運営等審査会	小金井市では、権利擁護センターを本市の成年後見制度利用促進に係る中核機関に位置付けています。権利擁護センターに運営等審査会を設置し、当センターが適切で公平に運営されているかを審査・検討し、地域における権利擁護支援体制の質と適正性を確保します。	地域福祉課 社会福祉協議会
(2) 支援検討会議 (★新)	権利擁護支援が必要な方の多様なニーズ・課題に対応するため、新たに支援検討会議を実施します。 支援検討会議では、①受任者調整(市民後見人の選定含む)、②後見支援方針の検討、③後見選任後のモニタリングを行います。後見人等の候補者の適切な推薦や必要に応じ、支援内容の検討をします。	地域福祉課 社会福祉協議会

#### 施策の展開Ⅱ 家庭裁判所との連携

施策名	施策内容	担当
(1) 後見人の推薦 及び交代の調整	家庭裁判所と十分に情報を共有し、連携をすすめるため、地域連携ネットワークや支援検討会議による後見人の推薦及び交代の調整機能を充実させます。	社会福祉協議会

#### 施策の展開Ⅲ 法人後見の推進

施策名	施策内容	担当
(1) 法人後見の推進 (★拡充)	長期にわたりサポートが必要な方に対して、後見業務が途切れることのないよう、個人ではなく法人が後見業務を担う「法人後見」を推進します。 そのため、社会福祉協議会が法人後見を実施できる体制を整備します。 また、法人後見の受任に合わせ、「意思決定サポーター(仮称)」として、市民後見人養成講座修了者の活用を検討します。	地域福祉課 社会福祉協議会

施策名	施策内容	担当
(2) 後見監督の実施	市民後見人の活動が安定的かつ円滑に行えるよう、必要に応じて社会福祉協議会が後見監督人を受任します。	地域福祉課 社会福祉協議会

## 基本施策Ⅱ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化

### 施策の展開Ⅰ 地域連携ネットワークの強化

施策名	施策内容	担当
(1) 地域連携ネットワーク協議会(★拡充)	医療・福祉・法律・消費者相談等の多職種・多機関協働のため、地域課題について協議する場を設けます。既存の会議体の活用を含め、開催の仕方を検討します。	地域福祉課 社会福祉協議会
(2) チーム支援会議(★新)	権利擁護支援が必要な人(本人)の意思、および価値観を継続的に把握するために、本人を中心とした「権利擁護支援チーム」を形成します。チーム支援会議を開催しチームの自立を推進します。	社会福祉協議会
(3) 専門職後見人連絡会	後見人同士の情報交換や支援力の向上を目的に、専門職後見人連絡会を開催します。	社会福祉協議会
(4) 親族後見人のつどい	親族後見人を対象に、安心して孤立することなく、本人に寄り添った後見活動が行えるよう、悩みや工夫を共有する場として、「親族後見人のつどい」を開催します。	社会福祉協議会

## 基本施策Ⅲ 権利擁護支援を支える機能の充実

### 施策の展開 1 利用促進機能の充実

施策名	施策内容	担当
(1) 成年後見制度利用支援事業の統一化と拡充(★拡充)	成年後見制度の利用促進のため、所管部署や実 施機関によって異なっている申立費用助成や後見 人等への報酬助成制度の内容を見直し、利用しや すく一体的な制度となるよう推進します。 また、助成対象者の基準についても再検討を行 い、財源の確保を進めます。	自立生活支援課 介護福祉課 地域福祉課 社会福祉協議会
(2) 市長申立の実施	成年後見制度の利用を必要としながらも、申し 立てする者がいない方について、市長申立を円滑 に進める体制を整備します。	自立生活支援課 介護福祉課 地域福祉課 社会福祉協議会
(3) 地域福祉権利擁護事業との連携強化(★拡充)	権利擁護支援を必要とする方が適切な支援を受 けられるよう、地域福祉権利擁護事業の実施体制 を強化します。 また、地域福祉権利擁護事業から成年後見制度 への適切な移行を図ります。	地域福祉課 社会福祉協議会

### 施策の展開 2 相談機能の充実

施策名	施策内容	担当
(1) 福祉サービス利用援助相談(★拡充)	地域福祉権利擁護事業の利用相談者数の増加 に伴う、待機者数の増加や待機期間の長期化と いった課題を解消し、本事業の利用が必要な 方々に適切なサービスを提供するため、体制を 強化します。	社会福祉協議会
(2) 成年後見制度利用相談	安心して成年後見制度を活用できるよう、情 報提供や制度の選択、申立方法、手続き支援、 制度利用後のフォロー等を実施し、身近な窓口 としての機能を充実させます。 また、成年後見制度の利用に関する苦情等 についても十分に聴き取り、内容を確認のうえ、 家庭裁判所や専門職団体、福祉・医療サービ ス事業者と連携し、適切に対応します。	社会福祉協議会
(3) 任意後見・老い じたく相談	人生設計における本人の意思の反映と尊重を 重視し、任意後見制度の利用促進を図るため、 制度の周知・広報活動を強化します。さらに、 任意後見や老いじたくに対応することを目的と した、専門職による相談窓口を設置します。	社会福祉協議会

施策名	施策内容	担当
(4) 頼れる身寄りがない高齢者又は障がい者等への相談支援(★新)	家族や親族がいない、または家族や親族がいなくても必要な支援を受けることが出来ない高齢者又は障がい者等が、日常生活を送る上で、将来発生する可能性のある医療や福祉に関する諸問題について、安心して地域で生活できるよう、成年後見制度の案内をはじめとする必要な情報提供や相談支援を行います。そのための体制を整備します。	地域福祉課 社会福祉協議会

### 施策の展開3 広報機能の充実

施策名	施策内容	担当
(1) 成年後見制度市民啓発講演会	成年後見制度の理解を深めるために、成年後見制度、任意後見制度、老いじたくなどに関する講演会を実施します。	社会福祉協議会
(2) 成年後見制度相談会	専門職による相談会を講演会と併せて実施します。個別相談を通じて制度への理解を深め、市民の不安を軽減し、成年後見制度が必要になった際に適切に利用できるよう支援することを目的としています。	社会福祉協議会
(3) 出前講座	制度の利用促進・啓発を目的に、関係機関や町会・自治会、当事者団体、ボランティア・市民活動団体等の集まりにおいて、出前講座を実施します。	社会福祉協議会
(4) 広報活動の推進	既存の広報活動に加え、情報へのアクセスが難しい高齢者や障がい者等への周知方法を工夫します。	地域福祉課 社会福祉協議会

## 基本施策Ⅳ 担い手の育成及び支援

### 施策の展開Ⅰ 市民後見人の育成と支援

施策名	施策内容	担当
(1) 市民後見人養成 基礎講習	市民後見人養成基礎講習を隔年で実施し、市民後見人を養成します。	社会福祉協議会
(2) 市民後見人フォ ローアップ講習	市民後見人養成基礎講習修了生を対象に、隔年でフォローアップ講習を実施し、登録している市民後見人養成講座修了生の資質向上に努めます。	社会福祉協議会
(3) 市民後見人の活 用(★拡充)	地域住民が地域住民を支えることや、本人に寄り添い、丁寧に意思決定をサポートする後見人を選任するという観点から、市民後見人の活用が期待されている状況を踏まえ、市民後見人の活動を支援します。 また、社会福祉協議会が法人後見を受任した際には、被後見人の意思決定支援を行う「意思決定サポーター(仮称)」としての活用を検討します。	社会福祉協議会

### 施策の展開Ⅱ 後見人への支援

施策名	施策内容	担当
(1) 親族後見人への 支援	「親族後見人のつどい」の実施等を通じて、親族後見人等が安心して本人の意思決定支援や財産管理等を安定して継続できるよう、後見活動を継続的にサポートします。	社会福祉協議会
(2) 専門職後見人へ の支援(★拡充)	専門職後見人による後見活動が円滑かつ適切に進むよう支援します。 また、後見人等への報酬助成制度の見直しを進め、専門職後見人の活動が安定して継続できるよう進めます。	地域福祉課 社会福祉協議会

# 資料

## Ⅰ 策定経過

### (1) 小金井市成年後見制度利用促進基本計画策定作業部会

回数	開催日	主な内容
第1回	令和7年6月24日	前計画の評価、課題、本計画案の構成について検討
第2回	令和7年8月26日	本計画案の構成・骨子策定
第3回	令和7年10月28日	本計画案の内容確認
第4回	令和7年12月19日	本計画案の最終修正・確認

### (2) 小金井市権利擁護センター運営等審査会

回数	開催日	主な内容
第1回	令和7年5月23日	本計画策定の流れについて説明。
第2回	令和7年7月25日	進捗状況報告
第3回	令和7年9月29日	進捗状況報告
第4回	令和7年11月27日	本計画案を提示、助言・意見集約
第5回	令和8年1月26日	進捗状況報告
第6回	令和8年3月24日	本計画報告

### (3) 小金井市地域福祉推進委員会

回数	開催日	主な内容
第1回	令和7年11月27日	本計画案を審議
第2回	令和8年3月19日	本計画を承認

### (4) パブリックコメント

令和8年1月15日～2月16日実施

## 2 各委員名簿（敬称略）

### (1) 小金井市権利擁護センター運営等審査会

No.	委員氏名	選出区分
1	福島 喜代子	保健福祉学識経験者
2	藤原 康弘	司法書士
3	富永 智一	医師
4	原田 真	弁護士
5	吉岡 博之	保健福祉関係者
6	小林 レイ子	社会福祉士
7	久保 晶子	行政書士
8	根本 礼太	行政関係者

### (2) 小金井市成年後見制度利用促進基本計画策定作業部会

No.	委員氏名	選出区分
1	福島 喜代子	保健福祉学識経験者
2	藤原 康弘	司法書士
3	原田 真	弁護士
4	小林 レイ子	社会福祉士
5	久保 晶子	行政書士
6	根本 礼太	行政関係者

---

第2期小金井市成年後見制度利用促進基本計画

令和8年3月

発行 小金井市

編集 福祉保健部地域福祉課地域福祉係

〒184-8504 小金井市本町六丁目6番3号

TEL 042(387)9915

FAX 042(384)2524

---